

**議案議第 1 号**

鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件  
鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月提出

鹿児島県議会議会運営委員長 大久保博文

### 鹿児島県議会委員会条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会委員会条例（平成3年鹿児島県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表文教観光委員会の項を次のように改める。

文教観光委員会	10人	(1) 観光・文化スポーツ部の分掌に属する事項 (2) 教育委員会の分掌に属する事項 (3) 総務部（教育に関する事項に限る。）の分掌に属する事項
---------	-----	---

第2条の表環境厚生委員会の項中「くらし保健福祉部」を「保健福祉部」に改める。

第8条第1項中「場所」の次に「（第13条の2第2項の規定により全ての委員が委員会に出席しているものと見なされる場合はその旨。第22条第3項において同じ。）」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

（出席の特例）

第13条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（次項において「オンラインによる方法」という。）によって、当該委員に発言その他の行為をさせることができる。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合

2 前項の規定によりオンラインによる方法によって発言その他の行為をする委員は、この条例の規定の適用については、委員会に出席しているものとみなす。

第17条及び第18条を次のように改める。

（委員会の公開の原則）

第17条 委員会は、これを公開する。ただし、その議決により秘密会とすることができる。

第18条 削除

第21条に次の1項を加える。

4 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

常任委員会の所管事項を変更し、委員に委員会への出席が困難と判断される事情がある場合にオンラインによる方法での出席を可能とし、及び委員会に公開の原則を適用するため、所要の改正をしようとするものである。